

# 令和7年度介護予防に係る KDB 等データ分析事業 仕様書

## 1 事業の名称

令和7年度介護予防に係る KDB 等データ分析事業

## 2 事業の目的

市町における高齢者の介護予防施策の取組を支援するため、国保データベース（KDB）システムのデータ（以下「KDBデータ」）等を活用して、市町施策の課題や効果等の分析を行うとともに、通いの場等の効果的な運営につながる仕組みを構築する。

具体的には、下記表の「目標」の達成に向けて、①KDBデータ分析による県全体・市町毎の現状の可視化と、②「通いの場」への参加回数や体力測定などから得られるデータ（以下「活動データ」）とKDBデータとの突合・分析により、施策の有効性の判定や、活動データに基づいた将来の健康状態を予測する仕組みを構築する。

| 実施内容                | 目標                                                             |
|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| KDBデータ分析            | ・市町毎および地域包括支援センター毎の現状の可視化                                      |
| 活動データとKDBデータとの突合・分析 | ・施策（通いの場への参加や短期集中サービス）の有効性の判定<br>・活動データに基づいて将来の健康状態を予測する仕組みの構築 |

## 2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3 業務内容

### （1）データ分析①

- ・下記表に示す「分野」毎に「目的」に沿って分析を行う。「分析手法」は「目的」を達成するために県が例示しているもので、この例示に限らず、目的を達成するために有効な手法を提案し、県と協議のうえ実施すること。
  - ・参加市町が提供する活動データの保有状況については、紙・エクセルデータ・KDB 補完システム入力済み等、市町毎や、取得年度毎によって異なるため、必要に応じて分析可能な形式（マイクロソフトエクセル又はCSV）へのデータ成型を行うこと。
  - ・上記データ成型にあたり、通いの場での体力測定データおよび後期高齢者の質問票については、KDB 補完システムへ登録するための CSV データも併せて作成すること。（KDB 補完システム入力済みのデータを除く。なお、補完システムへの登録は市町で行うため不要）
  - ・分析は、表中の「対象市町」欄が「全市町」の分野は、全市町（41市町）毎および県全体の2軸で実施すること。また、「参加市町」の分野は、参加市町（8市町）毎、参加市町全体の2軸で実施すること。
- ※参加市町は「4 参加市町（8市町）および提供データ」に記載の市町

| 対象市町                  | 分野                 | 目的                                              | 分析手法の例示<br>(これに限ることなく、目的達成のための分析手法を提案すること。)          |
|-----------------------|--------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 全市町(個人情報ハッシュ化データにて分析) | お守り認定※             | 包括毎の数値を見える化し、低い数値の包括の取組みを分析                     | 要支援者のお守り認定率(包括センター別)                                 |
|                       | ケアマネ不足             | 地域別のケアマネ不足の実態を見える化                              | 認定後、介護サービス利用までの期間分析                                  |
| 参加市町<br>(データ提供市町)     | 通いの場の効果            | ・通いの場の効果をデータ面から見える化<br>・回数による効果の違いの明確化と適切な回数の提案 | 通いの場出席回数と体力測定データとの関連                                 |
|                       |                    |                                                 | 通いの場参加の有無や出席回数と、自立期間(要介護1まで)や骨折率との関係                 |
|                       |                    |                                                 | 通いの場参加有無による医療介護費比較<br>(特定時期の医療介護費が同程度のものを対象群として比較)   |
|                       | 体力と骨折等医療・介護データとの関係 | 体力測定によるハイリスクアプローチが可能                            | 体力測定データと骨折等との関連分析                                    |
|                       | 短期集中サービスの効果        | 短期集中サービスの長期的な効果を明らかにし、短期集中サービスの誘因に繋げる           | 短期集中利用者の、その後の健康状態を分析<br>(訪問・通所利用までの期間、要介護1以上認定までの期間) |
|                       | 後期高齢者の質問表          | 質問解答後の健康状態を分析し、ハイリスクアプローチに繋げる                   | 後期高齢者の質問票と要介護認定及び骨折率との関係                             |

(※) 要介護・要支援の認定を受けてもサービスを使わないこと

## (2) データ分析②

- ・(1)の分析ほか、提供データを基に実施できる分析内容や実施手法を提案し、県と協議のうえ実施すること。なお、提案は、「全市町で分析が可能なもの」と「参加市町で分析が可能なもの」にわけて提案すること。
- ・分析は、「全市町」で行うものは、全市町(41市町)毎および県全体の2軸で実施すること。また、「参加市町」で行うものは、参加市町(8市町)毎、参加市町全体の2軸で実施すること。

※参加市町は「4 参加市町(8市町)およびデータ提供」に記載の市町

## (3) ツールの作成

活動データから将来の健康状態を予測する仕組みを構築するため、現在の状況を入力することで将来の状況を出力(予測)出来るツールを提案し、作成すること。なお、ツールの作成は、マイクロソフトエクセルで行い、その他の形式を使用する場合は、事前に県と協議すること。

また、ツールの実用性は予測精度などの評価指標に左右されることから、ツールに応じた適切な評価指標(例:精度、再現率、F1スコアなど)も合わせて提示すること。

### (ツールの例示)

※後期高齢者の質問票の回答を入力→3年後の要介護度を推定できるツール  
体力測定データを入力 → 2年以内の骨折率を推定できるツール

#### (4) 結果報告会の実施

市町向け結果報告会（オンライン）を県と協働で実施すること。

#### (5) 実施計画書の提出及び県との協議

契約締結後 10 日以内に、事業全体の計画書（スケジュール含む）を県に提出し協議すること。（様式任意）

#### (6) 定期報告（毎月）

月毎の取組計画及び前月の実施結果を、様式 1 により、毎月 5 日までに提出すること。

※様式は、必要に応じて修正しながら運用

#### (7) 成果物の提出及び事業報告等

##### ア) 成果物（分析結果等）の提出

###### ①県への提出

- ・ 3（1）及び 3（2）における全ての分析結果を、マイクロソフトパワーポイントにより提出する。
- ・ 上記パワーポイントで作成した図表等の作成元のデータおよび、市町が提供する活動データを分析可能な形式へ成型したデータを、マイクロソフトエクセルにより提出する。
- ・ 3（3）により作成したツールを、マイクロソフトエクセル（県と協議の結果、別の形式となった場合はこの限りでない）により提出する。

###### ②参加市町への提出

- ・ 3（1）及び 3（2）の分析結果を、マイクロソフトパワーポイントにより、該当の参加市町へ提出する。
- ・ 上記パワーポイントで作成した図表等の作成元のデータおよび、市町が提供する活動データを分析可能な形式へ成型したデータを、マイクロソフトエクセル（成型データは CSV でも可能）により、該当の参加市町へ提出する。
- ・ KDB 補完システムへ登録するための CSV データを該当の参加市町へ提出する（KDB 補完システム入力済みのデータを除く）。

##### イ) 今後の事業への提言

今回の分析結果を踏まえ、今後、県や市町が実施する分析事業で、介護予防施策に有効と考えられるものについて、報告書により提言する。

##### ウ) 提出期限等

本委託事業終了後、（1）から（4）の実施結果及び本事業にかかる収支、（7）のア）、イ）について、令和 8 年 4 月 10 日（金）までに、電子ファイルにより提出すること。（必要に応じて、書面で提出することも妨げない）

#### 4 参加市町（8市町）および提供データ

| 提供データ                      | 洲本市      | 太子町 | 小野市 | 新温泉町 | 三木市 | 加古川市 | 西宮市 | 豊岡市 |
|----------------------------|----------|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|
| KDB匿名データ（個人情報をハッシュ化、41市町分） | 41市町から提供 |     |     |      |     |      |     |     |
| KDBデータ（無加工、市町から提供）         | ○        | ○   | ○   | ○    | ○   | ○    | ○   | ○   |
| 体力測定データ（個人が特定できるもの）        | ○        | ○   | ○   | ○    | ○   | ○    | ○   | ○   |
| 通いの場利用者データ（通いの場参加者名簿）      |          | ○   | ○   |      | ○   | ○    |     |     |
| 通いの場出席データ（月毎の出席回数がかかるもの）   |          |     | ○   |      |     |      |     |     |
| 短期集中利用者情報                  | ○        | ○   |     |      |     |      |     | ○   |
| 住民台帳データ（死亡の有無が分かるもの）       |          |     | ○   |      |     | ○    |     |     |
| 後期高齢者の質問表                  | ○        |     | ○   | ○    | ○   | ○    | ○   |     |

※市町毎のデータ量および保管状況（紙、エクセル、KDB 補完システム入力済み等）は別紙を参照

#### 5 委託業務にかかる対象経費

- （１）報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金及びその他県が適当と認める経費（事前に県と協議すること）とする。
- （２）委託費の支払いは、委託料の精算後に行うものとする。

#### 6 その他留意事項

- （１）本業務により使用する著作物の著作権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。なお、著作権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- （２）成果物に関する著作権は、県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、受託者は、著作者人格権は行使しないものとする。
- （３）受託者を決定した後、改めて業務委託内容について県と受託者で協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- （４）本仕様書にないものは県及び受託者の協議により定める。
- （５）受託者は、業務の内容及び範囲について県と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- （６）受託者は、市町との打ち合わせ結果等、本事業に必要と判断する内容について、適宜県に共有を図ること。
- （７）委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等を記載した再委託等の必要性がわかる書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、業務の一部を再委託等する場合は、当該事業における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託等することはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託等の金額の割合は、原則 2 分の 1 未満でなければならない。

(8) 当事業は令和 7 年度国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)を財源としていることから、事業実施にあたっては、別添の「令和 7 年度国民健康保険保険者努力支援交付金等交付要綱、令和 7 年度国民健康保険保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)交付要領」を遵守すること。

(9) 契約の締結は、下記のとおりとする。

① 受託者と県との業務委託契約

② 上記①の契約に基づき、参加市町が受託者に対して個人情報を含むデータを提供することに関する受託者、参加市町との情報提供契約  
※②は参加市町ごとに契約書を作成する。

(10) 提供データの授受は、受託者と市町とで直接実施し、県は介在しない。データ授受に係る費用は受託者が負担する。